令和７年５月１２日

保護者の皆様

西原町立西原南小学校
校　長　平良　みどり

局地的な非常災害（大雨警報等）発令時における児童の登下校について

時下、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、台風襲来・接近時における児童の登校については、町内の各学校で統一した対応を取られております。しかし、大雨警報・洪水警報等の発令時は学校の立地条件等で対応が異なってくるため、各学校にその対応が任されております

そこで、西原南小学校として以下のように大雨警報等の発令時における基準を設定しました。ただし、ご自宅周辺の状況や通学路も異なることから、最終的には保護者の皆様の判断で、児童生徒の安全確保を行うようご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合は、通常通りの登校です。

⑴ 学校から「自宅待機」の連絡がない限り、原則として通常通りの登校とします。ただし、河川の増水・氾濫等があり、登校に危険が生じる恐れがある場合は、無理な登校は控えてください。自宅周辺、学校周辺の安全を確認した上での登校をお願いします。

⑵ 学校からスクリレ等で「自宅待機」の周知があった場合は、児童は自宅待機となります。その後、再登校の連絡があれば、登校させてください。

⑶ 学校からの周知が遅くなる場合も想定されます。自宅周辺の状況等を踏まえ、保護者が危険だと判断した場合は、自宅待機をお願いします。その際にはスクリレで学校へご連絡ください。

※上記の⑴～⑶に当てはまる場合は、児童の登校が遅れても遅刻扱いとは致しません。また、自宅待機の場合は欠席扱いとは致しません。

２　登校後に「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合

登校後に「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合においても、原則として通常通りの下校とします。ただし、河川の増水・氾濫等があり児童の下校に危険が生じる恐れがある場合は、児童の下校時刻を変更したり、必要に応じて保護者へお迎えを依頼したりする等、適切な措置を講じます。

※雨天時の安全な登下校について、河川に近づかない等、お子さんと話し合いをお願いいたします。
※上記、学校からの情報はスクリレで連絡します。ご確認をお願いいたします。